



(業務の範囲) 第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 医薬品技術及び医療機器等に関する次に掲げる業務  
イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。  
ロ 政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。）以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ハ 海外から研究者を招へいすること。  
ニ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ホ 調査すること。

二 希少疾病用医薬品、希少疾病用再生医療等製品並びにその用途に係る対象者の数が医薬品医療機器等法第七十七条の三の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品に関する試験研究に關し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと（厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。第十五条の三第一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

四 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。

五 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。

六 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八 第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 健康増進法（平成十四年法律第一百三号）第十条第一項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。

二 健康増進法第四十三条第三項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四十三条第一項の規定による許可又は同法第六十三条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。

三 健康増進法第六十一条第五項（同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
(株式等の取得及び保有)

第十五条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

3 2 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他の国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)  
第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)  
第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第二号及び第三号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)  
第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

(積立金の処分)  
第十八条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、前項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に對処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条に規定する業務（同条第一項

第一号から第三号までに掲げる業務並びに同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する業務を除く)のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。2 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(主務大臣等)

**第二十条** 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大臣

二 第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣

2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

**第二十一条** 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(安定供給確保支援業務に係る部分に限る)の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

**第二十二条** 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

**第五章 訽則**

**第二十三条** 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第二十四条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定 平成十七年四月一日

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日のいづれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

**第二条** 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。

**第三条** 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

**第四条** 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しても、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 研究所の成立の日の前に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた研究所の職員となり、かつ、引き続いた研究所の職員として在職した後引き続いた国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 研究所は、研究所の成立の日の前に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた研究所の職員となつた者のうち研究所の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**第五条** 附則第二条の規定により研究所の職員となつた者であつて、研究所の成立の日の前ににおいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日の前ににおいて児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日ににおいて同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、研究所の成立の日の前の月の翌月から始める。

(研究所の成立の日の前の日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置)

**第六条** 研究所の成立の日の前の日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)及びその所管する独立行政法人の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成立の日において研究所の役員又は職員(職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続同一日以後において役員である場合には、当該役員は、同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続く当該役員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。)がすることができる。

3 研究所の成立の日の前ににおいて厚生労働省共済組合の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成立の日において役員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わ

なかつた場合には、当該役職員は、研究所の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

#### 第七条

研究所の成立の際現に存する国家公務員法第八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際勞働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（国の権利義務の承継等）

第八条 研究所の成立の際、第十五条第一号イに掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 前条第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対する不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（国有財産の無償使用）

第十条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

第十二条 研究所の成立の際、附則第六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号。以下「旧機構法」という。）第十五条第一項第三号及び第十四条並びに附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が有する権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所が承継する。

前項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対しても出資された額は、その承継に際し政府から研究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第一号ロ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機関に対して出資された額（次項の規定により出資されたものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

機関が旧機構法附則第十三条第一項の規定により承継した株式を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときは、その差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機関に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機関に相当する額が当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときは、その差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機関に対する政府の出資はなかつたものとする。

機関は、第一項の規定により研究所が機関の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

（二）旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機関に対して出資された額（承継業務等）

第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機関が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機関から承継した株式であつて、前条第一項の規定により機関から承継したものの処分の業務を行う。

研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十二条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機関法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（旧機構法附則第十三条第一項の規定により機関が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機関から承継したものであつて、前条第一項の規定により機関から承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

研究所は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

研究所は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

承継勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

第十八条第一項から第三項までの規定は、承継勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十二条第五項に規定する承継業務」と読み替えるものとする。

第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第一項及び第十一条第二項」と、「第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第二項、第三項及び第五項」と、「第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行ふ場合を含む。」とする。

承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条に規定する業務とみなす。

研究所は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

研究所は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本

## (特例業務等)

**第十四条** 研究所は、第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間に

おいて、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)の施行の際現に行つている同法による改正前の第十五条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(次項及び次条第一項において「特例業務」という。)を行う。

2 附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「承継勘定」とあるのは「特例業務勘定」と、同項中「附則第十二条第五項」とあるのは「附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第五項」

と、「附則第十二条第六項に規定する承継業務」とあるのは「附則第十四条第一項に規定する特例業務」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「附則第十四条第一項」と、「には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに第十二条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに第十二条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「には」と、「第十八条第一項(附則第十二条第六項)」とあるのは「「第十八条第一項(附則第十四条第二項において読み替えるものとする。)

第十五条 研究所は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定(前条第二項において読み替えて準用する附則第十二条第六項)と読み替えるものとする。

**第十六条** 研究所は、特例業務勘定を終えたときは、特例業務勘定をいう。以下この条において同じ。)を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 研究所は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第二条、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定  
(施行期日)  
一定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第二条、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定  
(施行期日)  
一定 公布の日

**第三十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(処分等の効力)  
**第三十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第三十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

## 一及び二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十二 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十三 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十五 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十六 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十七 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十八 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十九 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十一 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十二 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二十三 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十条の規定  
(施行期日)  
一 起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公  
布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
- 附 則（平成二六年五月二一日法律第三八号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。  
**（国立健康・栄養研究所の解散等）**
- 第二条** 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「国立健康・栄養研究所」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究 所」という。）が承継する。
- 第三条** 独立行政法人国立健康・栄養研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。
- 第四条** 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第五条** 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」といいう。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、国立健康・栄養研究所の解散の日の前日に終わるものとする。
- 第六条** 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）は、同日に終わるものとする。
- 第七条** 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後の通則法（以下「新独立行政法人通則法」という。）第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は、研究所が行うものとす る。
- 第八条** 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る新独立行政法人通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、研究所が行うものとする。
- 第九条** 前項の規定による処理において、新独立行政法人通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第二百八十号）第十二条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）」の施行の日を含む」と、次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「中期目標の期間における独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十五条」と、同条第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。
- 第十条** 第一項の規定により国立健康・栄養研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
**（国立健康・栄養研究所の職員から引き続き研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置）**

- 第三条** 研究所は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する経過措置）
- （施行期日）**
- 第一条** この法律は、この法律の施行の際に国立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所の施行日以後にした行為及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第十条第一項の国民健康・
- 第二条** 施行日の前日に當該役員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。
- 第三条** 施行日の前日において国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。）が規定する退職手当（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する退職手当（同条第二項の規定により職員となされた者を含む。）としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 第四条** 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者が、引き続いて研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の国立健康・栄養研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 第五条** 厚生労働省共済組合（以下「厚生労働省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。（が施行日において引き続いて研究所の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員及びその所管する独立行政法人（通則法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人をいう。）のうち国家公務員共済組合別表第三に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合（以下この項において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて研究所の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において研究所の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めめた日）までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。
- 第六条** 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十五条の規定（国有財産の無償使用）
- 第七条** 厚生労働大臣は、この法律の施行の際に国立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所の施行日以後にした行為及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第十条第一項第四号に規定する退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。
- （独立行政法人国立健康・栄養研究所法の廃止）**
- 第六条** 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。
- （罰則に関する経過措置）**
- 第八条** 施行日前にした行為並びに前条の規定によりお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第十条第一項の国民健康・

栄養調査に関する事務に従事した国立健康・栄養研究所の職員であった者が施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

**第十六条** 施行日が食品表示法の施行の日以後である場合には、前条(同法附則第八条の改正規定及び同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定は適用せず、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(政令への委任)  
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第十五条** 第二項を加え  
改正規定  
第一項を加え  
改正規定  
第二十一条の及び第三号  
改正規定  
第六条第一項の改正規定  
第十七条  
施行日が独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)附則第八条の規定の施行の日前である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

る。  
第三項及び第三十二条の三第三項に場合を含む。の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
五 第二十九条第二項、第三十二条第五項三 健康増進法第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第一項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

六 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
七 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
八 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

九 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
十 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

十一 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
十二 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

十三 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
十四 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

十五 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
十六 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

十七 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
十八 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

十九 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
二十 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

二十一 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
二十二 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

二十三 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
二十四 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

二十五 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
二十六 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

二十七 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
二十八 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

二十九 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
三十 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

三十一 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
三十二 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

三十三 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
三十四 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

三十五 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。  
三十六 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

三十七 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。  
三十八 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

三十九 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。  
四十 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

四十一 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。  
四十二 第二十九条第二項、第三十二条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行すこと。

附則第十二条第六項中「第十五条第一号ハからトまで」を同号ハからホまでとする。  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。  
附則 (平成二六年五月三〇日法律第四九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日  
(課税の特例)  
第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の登記又は登録については、登録免許税を課さない。  
(処分等の効力)  
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。  
(罰則に関する経過措置)  
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令等への委任)  
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。  
(経過措置)  
第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
附則 (平成三〇年一二月四日法律第九四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第三十八条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和四年五月一八日法律第四三号) 抄

**(施行期日)** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)

**(施行期日)**

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日